

坂監公表 29 第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成 29 年 12 月 5 日

坂出市監査委員 稲 田 茂 樹

坂出市監査委員 若 杉 輝 久

(別紙)

平成29年度財政援助団体等監査の結果報告

1. 坂出商工会議所の監査

第1 監査の概要

1 監査の対象

坂出商工会議所（以下「商工会議所」という。）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの次の補助金に係る出納その他の事務の執行並びに建設経済部産業課（以下「産業課」という。）の次の補助金に係る事務の執行について監査を行った。

補助金の名称および金額

(1) 坂出商工会議所運営補助金	5,494,000 円
(2) 坂出商工会議所小規模事業補助金	1,800,000 円
(3) 商工振興事業補助金	1,900,000 円
(4) 坂出商工会議所青年部事業補助金	200,000 円
(5) 坂出商工会議所女性会運営補助金	200,000 円
(6) 若手後継者育成事業補助金	400,000 円
(7) プレミアム付き商品券事業	11,745,719 円
(8) さかいで産業展示交流フェア補助金	500,000 円
(9) にぎわい創出事業補助金	500,000 円
(10) 坂出市婚活支援事業補助金	500,000 円

2 監査の実施期間

平成29年9月21日から平成29年10月20日まで

3 実施した監査手続

商工会議所の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について商工会議所から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、産業課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1. 商工会議所の概要

商工会議所は、前身の坂出商工会としての活動記録は大正初期に遡り残っているが、村の合併等を経て、昭和12年11月6日に商工会議所として設立され、今年創立80周年を迎えた。主な運営は、商工会議所法（昭和28年8月）に基づき運営されている公的な性格を持つ特別認可法人で、地域商工業の総合的な改善発展と社会一般の福祉の増進のため、「非営利性」・「公益性」・「普遍性」を原則として運営している。

2. 商工会議所の監査の結果

商工会議所の上記の補助金に係る出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

3. 産業課の監査の結果

産業課における商工会議所に対する上記の補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

4. 政策課の監査の結果

政策課における商工会議所に対する上記の補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

2. 坂出市観光協会の監査

第1 監査の概要

1. 監査の対象

坂出市観光協会（以下「観光協会」という。）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの次の補助金に係る出納その他の事務の執行並びに建設経済部産業課にぎわい室（以下「にぎわい室」という。）の次の補助金に係る事務の執行について監査を行った。

補助金の名称及び金額

(1) 坂出市観光協会運営補助金	15,046,000 円
(2) まち歩き観光事業補助金	800,000 円
(3) 第16回香風園観月会運営補助金	1,100,000 円
(4) プロモーション事業補助金	900,000 円

2. 監査の実施期間

平成29年9月21日から平成29年10月20日まで

3. 実施した監査手続

観光協会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について観光協会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、産業課(にぎわい室)の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1. 観光協会の概要

(1) 設置目的(協会会則第3条)

協会は、各種観光機関、諸団体と連携し、市内を中心とした観光地の宣伝、観光業の振興を期することを目的とする。

(2) 事務所所在地

坂出市京町二丁目 1 番 50 号

(3) 組織(平成 29 年 9 月 1 日現在)

役員は 15 名で、その内訳は会長 1 名、副会長 3 名、専務理事 1 名、理事 8 名、監事 2 名である。

(4) 実施事業(協会会則第 4 条で定めている事業)

- ・全国観光事業機関ならびに団体との連けい
- ・観光事業に関する行政面との連けい、調査、研究、情報の収集頒布
- ・観光地の紹介および宣伝ならびに旅客の誘致斡旋
- ・観光土産品の研究奨励ならびに斡旋
- ・観光関係催物の開催、参加
- ・坂出市観光案内所の管理運営
- ・その他協会の目的達成上必要な事項

2. 観光協会の監査の結果

観光協会の財政援助に係る出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められたが、監査対象団体の事務に関して、下記のとおり監査委員の意見を付するものである。

今後とも、設立の趣旨に沿った事業に鋭意取り組むとともに、法令等を遵守し、より一層適正な事務・事業の執行に努められたい。

3. 産業課の監査の結果

産業課における観光協会に対する補助金に係る事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、監査対象団体の事務に関して、下記のとおり監査委員の意見を付するものである。

4. 監査委員の意見

①組織体制について

観光協会の組織体制について、観光協会会則に基づく設立目的を達成できる人材育成を望むものであり、さらなる観光振興に努められたい。

組織体制の構築については、産業課にぎわい室と連携を密にし、チェック機能が十分に機能するように努められたい。

②情報発信について

ホームページ・SNS等の充実に努めるとともに、動画等を使った情報発信についても検討されるよう要望する。